

## ネット通販「お試し」「1回だけのつもり」が定期購入だった！

### 事例

スマホの動画投稿サイトで、美容化粧品が2,980円、いつでも休止・解約可能、使い切っても返金保証と書かれた広告を見て、販売サイトにアクセスし注文した。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた届き、12,000円の請求書が入っていた。販売業者に電話で解約したいと申し出たところ、「注文時に特別割引クーポンが適用されており、定期コースに変更になっている。4回縛りの定期購入で、中途解約はできない」と言われた。解約したい。(50歳代 女性)



### アドバイス

- 事例のように「1回のつもりが定期購入だった」など、サプリメントや化粧品の相談が多く寄せられています。
- インターネット通販は、広告の契約内容、支払総額、返品・解約など、事業者の決まりに従わなければなりません。いったん注文すると、簡単に契約を解除することはできません。注文する前に販売サイトを確認し、返品・解約の条件を確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように、申請期間に制限や通常価格を支払う条件が定められているケースがあります。
- 申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、継続期間や支払総額など契約内容をよく確認しましょう。スマホでは、最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があります。「安くなる」を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

